

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和7年2月26日(水) 午後13時30分～15時00分

2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長	西坂 秀徳	1番	迎 幸枝	2番	宮脇喜八郎	3番	福田 光宏
4番	出口 武美	5番	欠 席	6番	山口 壽博	7番	森 計人
8番	欠 席	9番	欠 席	10番	川井 一生	11番	森田 誠
12番	清心由紀美	13番	森 重幸				

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 光増 彩

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

(1) 農地の合意解約について 1件

5. 議 事

議案第31号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第32号	農業経営基盤強化促進事業による権利設定について	8件
議案第33号	農地中間管理事業による農地利用集積計画について	5件
議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第35号	農業振興地域整備計画変更について	2件

6. その他

農地中間管理機構（農地バンク）を利用した農地の貸し借りについて

<p>事務局長</p>	<p>2 月期の総会を開催いたします。本日は農業委員さんの林田さんと西田さんと入江さんがお休みで、推進委員さんは松尾さんと福田誠一さんがお休みです。また事務局の坂本も休んでおりますので説明事項等を坂本が説明する予定だったところが上手く説明出来ないかもしれませんがよろしくお願ひします。</p> <p>まず初めに、議事に入る前に書いてありますように地域計画について農林水産係の遠岳係長より説明がありますのでよろしくお願ひします。</p> <p>(地域計画の説明) 省略</p> <p>それでは総会の方に入らせていただきます。議長お願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、こんにちは。お集まり頂きありがとうございます。2月3日に諫早の方で女性のつどいというのがありまして、清心さんと迎さんと事務局の光増さんとで参加しました。非常に面白い講演もありまして中身が濃いものでした。来年も委員さん推進委員さんが続けられる人がいらっしゃれば是非参加していただければと思っております。またその他の件で清心さんの方より詳しい内容とかお願ひ等があるかもしれませんのでよろしくお願ひします。それでは2月の総会を始めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名についてということで7番の森委員と10番の川井委員の方にお願ひしたいと思ひますのでどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>4番報告事項、農地の合意解約について事務局より説明をお願ひします。</p>
<p>事務局 15:00</p>	<p>はい、報告第1号次のとおり、通知があったことを報告します。農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告します。場所が彼杵宿郷2376-1、現況が樹園地、登記簿地目が畑、面積が1,934㎡、貸付人が下三根の方で、借受人が太ノ原の方になっています。規模縮小のため合意解約が出ております。4ページが地図になります。場所が町営工業団地横の広域農道を通った所にある赤枠の土地になります。これは解約した後別の方が借りるように決まっていますので次回出てくると思ひます。以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、今事務局から報告があったとおり場所はロータリー下のちょっと行った所の畑でその後も借りられるということで報告事項として報告しときます。</p> <p>それでは5番の議事に入ります。</p> <p>議案第31号農地法第3条の規定による許可申請についてということで事務局から説明をお願ひします。</p>
<p>事務局 16:29</p>	<p>はい、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。権利は所有権移転の無償です。場所は瀬戸郷1144、</p>

<p>議長</p>	<p>1145-1、1147 の 3 筆になります。地目は全て田です。譲渡人も受取人も千綿宿の方になります。共有名義の農地を整理するために譲与で所有権移転をされます。場所が 6 ページになります。今 3 名が共有名義になっているのを 1 名に渡されるという贈与になります。場所が千綿川の所の岩永医院さん近くの黄色い丸で囲んだ 3 筆になります。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。補足とかありますか。無いですね。ずっと名義を変えていらっしゃるようでその一環だと思いますけど、皆さま方からのご質問とかご意見とかありましたらお願いしたいと思いますけど、何も無いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、この件に関しまして採決をとりたいと思います。この件に関しまして問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めて行きたいと思います。続きまして議案第 32 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで 8 件あります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第 18 条 1 項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。</p> <p>1 番が全部で 9 筆あります。場所が彼杵宿郷の 1 筆と八反田郷の 8 筆。親子間での贈与になります。経営移譲をされている流れで今回 9 筆、また次のページは共有名義で持たれている所があってそちらの農地は共有者の分もまとめて息子さんに渡されるという案件になります。1 番と 2 番は同じ目的なんですけど、この 2 筆だけ共有名義が入っていますので、分けて申請していただいています。場所が 12 ページと 13 ページの地図になります。グリーンテクノパーク工業団地の横の所にあるのが八反田郷 19 番と他 7 筆になります。13 ページの方が彼杵宿郷の 1 筆も対象の贈与になります。赤木の茶畑ロータリー付近の農地になります。次の 14 ページが先ほど言っていた共有名義分の瀬戸郷の 2 筆になります。この場所が他の目印が見つけにくかったんですけど、高速の大村湾パーキングエリアの近くの農地になります。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。この件に関して補足とかありましたらお願いします。無いですか。今事務局から説明があった通りですけど皆さま方からのご質問とかありましたらよろしくお願ひしたいと思います。親子間の贈与と共有名義分の贈与の二つですけど。何も無いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>無いようでしたら 1 番 2 番は、ほぼ内容が同じなので合わせて採決をとりたいと思います。1 番 2 番に関しまして許可相当と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p>

事務局	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせていただきます。引き続き3番の方へお願いします。</p> <p>はい、3番の案件に入ります。中尾郷4筆になります。渡される方が波佐見町の方で、受人が太ノ原の方になります。こちらの場所が15ページになります。場所が大山製茶園お茶呑み処さんの近くになるんですけど、拡大地図の方が見やすいかと思うんですが、道沿いの荒れている所の中にある農地4筆になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>説明は以上ですけど、福田さん何か聞いていますか。</p> <p>いいえ、何も聞いていません。</p>
福田委員	<p>福田さんからの補足はないんですけど、この件に関しまして何か質問とかありましたらお受けいたします。結構、山の中ですか。</p>
福田委員	<p>もう山の中で車が行けないぐらいにしている。みんなが通らないから。狭い所なのでユンボとかでしないと行けないですね。</p>
議長	<p>はい、わかりました。まあとりあえず質問とかがないので採決に入りたいと思います。3番の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。許可相当ということで進めさせて行きたいと思います。引き続き4番をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、引き続き4番5番6番7番は全て受人が同じ木場の方になります。まとめて説明していきます。全て木場郷の案件になります。4番の渡される方も木場の方です。場所が16ページになります。江の串川と新幹線のある所の近くの農地2筆を200,000円で購入になります。次に5番大村の方から購入されます。場所が17ページで先ほどと近い場所になるんですけど、江の串川と新幹線のある所の近くの農地1筆になります。こちらも1筆200,000円で売買されています。次の6番は、5筆あるんですが、大村の方から購入されます。場所が18ページで全部農地が近いんですけど、また同じ江の串川と新幹線の近くの上の所の農地3筆とちょっと離れている所に2筆、19ページになるんですけど木場のむすびさんと広域農道の近くにある農地2筆で全て合わせて5筆350,000円で売買されます。次の7番は、木場郷の方から購入になります。場所が20ページでこれも先程の新幹線の所の近くで木場のむすびさんと広域農道の先ほどの道を挟んでの反対側の農地でこちらも1筆300,000円で売買されます。説明は以上になります。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございました。今説明していただきましたけど、補足とかありましたらお願いします。</p>
山口委員	<p>6番山口です。皆さん16ページを開いてもらっていいでしょうか。16ページの持ち主の方と17ページの持ち主が今ほぼ農作が出来ていない状態で、購入される方が放牧を長いことされていて、それで多分売買は7、8年前からされていて今回農業委員の嘱託登記の方が終わるということで申請をされたと思うんです。この16、17ページはですね。18、19ページを見てもらっていいですか。18、19ページは地主の方が今大村市民になられているんですけど4月か12月に家じまいされるので売買をされていますと、その時は相手側は別の方なんですけど、その方が耕作しないところを地主さんの方が今回の購入者の方に話をされて、この金額だったら良いよと購入された件です。もう一つ20ページは昔売買はされていると思うんですけど、購入者の自宅の真ん前になるんですけど、ここは赤いラインの上の方に対して放牧をされているんですよ。それで入り口なんでお米だけ先にやっつけて名義を変えられて今回登記をしてもらうことで一緒にされた分です。本人さんがずっと前から放牧で利用されて、何も問題はないと私は思います。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。詳しく説明をしてくれましてありがとうございました。今説明してもらいましたけど他にご質問とかありませんか。無いようでしたら採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>まとめて行きたいと思います。それでは今の件に関しまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数という事で進めさせて行きたいと思います。それでは8番の説明をおねがいします。</p>
事務局	<p>すみません、先程の件に続く所有権移転があるのですが地図のページが抜けているみたいで、申し訳ありませんが口頭の説明になります。この案件も親子間で経営移譲の一環で贈与される分になります。坂本郷と中尾郷の5筆です。親子間の贈与なので特に問題はないと思います。よろしくお願いします。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、今説明していただきましたけど、親子間の贈与ということで何か補足とかありましたらですけど。大丈夫ですかね。ご質問とかありましたらお受けしますけど。何か無いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>無いようでしたら採決の方に入らせていただきたいと思います。8番に関しまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p>

	<p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで進めさせて行きたいと思います。それから、今回8件も基盤強化法が出たのは3月で基盤強化も終わると言うことで嘱託登記が多かったですね。ただ今後は相続登記をしとかなないと色んな法的事が変わってきていますので、親子間で余り問題無ければ自分でも出来なくないと思いますので、周りの方にも是非相談があった時は相続登記を進めていかないと後々子供さんやお孫さんの方に色んな不便がいくと思いますと、そういうかたちで話をさせていただければと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは引き続き議案第33号農地中間管理事業による農地利用集積計画についてということで5件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請1番で松葉委員が関係しますので退室してもらいます。</p> <p>(松葉委員退室)</p>
事務局	<p>はい、次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求めます。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。場所が三根郷1119、1122の2筆、地目が田で面積が合わせて1,987㎡になります。賃貸借権の契約になります。渡される方が樋口の方、受け取られる方が飯盛の方になります。場所が24ページの地図になります。高速道路が通っているところの彼杵川の近くで池田茶園の上のところの2筆の田んぼになります。期間は10年で物納米90kgが2筆分になります。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。1番の説明をしていただきましたけど、この件に関しまして何かご質問とかご意見とかないでしょうか。</p>
森委員	<p>7番森です。これは前から契約されていた分で再契約ということでと聞いていますのでそういうことです。お願いします。</p>
議長	<p>はい、わかりました。他にご質問とかありましたらお願いしたいと思いますけど。無いでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは採決に入りたいと思います。1番に関しまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数ということで許可する方向で進めて行きたいと思います。</p> <p>(松葉委員席に戻る)</p> <p>それでは引き続き2番の説明をお願いしたいと思います。</p>

事務局	<p>はい、2番は八反田郷 1142、1143 の2筆になります。地目は田です。面積は合わせて 2,388 m²になります。渡す方が神奈川県の方、受けられる方が町内の企業さんになります。これは使用貸借権になります。期間は5年になります。場所が25ページの地図になります。岩永運送さんの近くの2筆になります。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。2番に関しまして補足とか質問とかございませんか。</p>
山口委員	<p>6番山口です。この件ではないんですけど、この前会社の代表者の方にお会いして。それでちょっと遠すぎたらだめだと言われたんですけど、水稻の面積を広くしたいという意欲があれ、もう少し倍ぐらいにしたいということで2町か3町ぐらい纏まったその3町はないと思うんですけど、ある程度地区に纏まってあったらお話を聞かせてもらいたいと言われてましたので一応連絡します。</p>
議長	<p>はい、わかりました。ありがとうございました。何かそういう話があればまた委員会の方でも繋いで行きたいと思います。他に何かご質問とかご意見とかないでしょうか。無いようでしたら採決に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>2番に関しまして問題無いと賛成と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めさせていただきます。引き続きまして、3番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、次は八反田郷 1445-1、1446-1 の2筆になります。地目は田で面積は2筆合わせて 853 m²、今回も使用貸借権の5年になります。渡される方も受けられる方も八反田の方になります。地図のページが26ページになります。場所が広域農道下の県道千綿溪線の近くの2筆になります。説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして補足とかご質問とかありましたらお受けしますが、森さん補足とかないですか。質問はないですか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは3番につきまして採決をとりたいと思います。3番につきまして問題無いと賛成と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めていきたいと思います。引き続き4番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、4番は蔵本郷 1279-1、1281 の2筆になります。地目は田で、面積は合わせて 1,173 m²になります。これは使用貸借権の3年になります。こちらが渡される方も受けられる方も蔵本郷の方になります。地図は27ページになります。場所が町営住宅白</p>

<p>議長</p>	<p>井川団地の近くの田んぼ 2 筆になります。説明は以上になります。</p> <p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして何か補足とかご質問とかございませんでしょうか。無いようでしたら採決の方に入らせていただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>4 番に関しまして問題無いと賛成と思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めて行きたいと思います。引き続き 5 番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、5 番は彼杵宿郷 2012、2013、2057-1、2059-1、2068-1、2069 の 6 筆になります。地目は樹園地、面積は合わせて 4,871 m²になります。利用権は賃貸借権の 10 年になります。貸付けられる方が橋ノ詰の方で、受けられる方が東町の方になります。これは 6 筆で 40,000 円になります。28 ページに地図が載っています。場所が旧カステラセンター近くで高速道路のわき道になります。茶畑が全部で 6 筆貸されることになっています。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。高速道路下をくぐって右手に上ってすぐ左上の畑で継続になると思います。地元委員としては問題無いと思います。この件に関しまして何かご質問があればお受けしたいと思います。無いようでしたら採決の方に入らせてもらっていいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>5 番に関しまして賛成と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めて行きたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 34 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてということで 1 件でございます。説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。農地法第 5 条の規定による許可申請について農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。場所が千綿宿郷 1039-1 になります。所有権移転有償になります。渡される方が東宿の方で、受けられる方が会社になるんですけど用途が蓄電池を置くということで地上権を設定して蓄電池用地として利用されるということでした。今日委員さんと会長と現地を見に行ってきたんですが、問題無いだろうと言うことでした。説明は以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。今事務局から説明があったとおり、本日現地調査を</p>

	<p>行っております。現地調査に森委員、清心委員それから地元の推進委員の福田委員と行っています。一緒に行かれて思われたことがあればお願いしたいと思いますけど。</p>
森委員	<p>午前中行ってきました。最近ソーラーパネルから蓄電池に変わりつつあるんですけど、出来上がってから見たら分かると思うんですが、バッテリーみたいな大きいものです。地主さん自体も旦那さんが亡くなられて息子さんに譲られて規模縮小の方向に進んでおられますのでこう言う結果になったのではないかと思います。以上です。</p>
清心委員	<p>朝から現地確認に行って参りました。下はコンクリートにして法面がありますがそのままにするそうです。そばに高圧線の電線があるのでそういうしやすい場所を探していたみたいで今回決まったそうです。何も問題はないと思いました。以上です</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。今説明があったとおり特段周りの農地には問題無いと思います。森委員が言われた通り今ソーラーパネルではなく蓄電池を設置して余り人が使わないときに溜めて足りないときに出すという感じの契約を九電さんとされるという。後でもう一個出てきますけど。そういうのが今から徐々出てくるのかということで。ルート 34 の上に登る所の坂のところに蓄電池をされると思われます。そういうことで今日見てきました。図面と現状を見て来て問題無いと思うんですけど、みなさま方からパッと見て質問とかあられたら検討したいと思いますけど。ご質問とかないですか。</p>
委員	<p>これは、共有の蓄電池地ですか、それとも個人での売買ですか。</p>
議長	<p>会社です。どこの合同会社でしたかね。</p>
事務局	<p>東京の会社です。</p>
宮脇委員	<p>質問します。借用の期間の設定とかはあるのですか</p>
事務局	<p>25 年の設定になっています。</p>
議長	<p>今こういうのが始まったばかりで、太陽光もそうですけどしてみたら結構水が寄って来たとか色々問題があると思います。実際どうか分からないですけど。この場合は周りに影響が出る農地はまずないので、特段問題無いかと思って見てきたので。他に質問がなければ採決に入って行きたいと思いますけど、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは 1 番の方の蓄電池用地の転用に関しまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>

	<p>はい、ありがとうございます。許可相当ということで進めて行きたいと思います。続きまして議案第 35 号の農業振興地域内整備計画変更についてということで 2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、東彼杵農業振興地域整備計画の変更について、意見を決定するため審議を求めます。場所が太ノ浦郷 332-2、地目は田になります。面積は 775 m²です。名義人が太ノ原の方、事業者が東京の会社がされる予定になっています。今回農振農用地の除外の申請が出て来ています。これも先ほどと同じように蓄電池施設を建設のために除外されるようです。地図が 43 ページにあるんですけど、大野原演習場近くにある農地 1 筆になります。これも今日朝から農業委員さんと会長と一緒に見に行ってきました。ここについても周りに農地があるんですけども同意も 3 名からもらってきていました。特段問題はないだろうと言うことだったんですが前回の土地と違って下がコンクリートではなくて砂利のままされるという話でした。事務局からの説明は以上になります。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。場所が 43 ページの上の写真の大野原集会所から龍頭泉の方に向かったところです。ここも朝から現地調査を行っております。調査に行きました森さん、清心さん地元委員の福田さん補足とかありましたらお願いしたいと思いますけど。</p>
森委員	<p>はい、先程の宿の件と同じ蓄電地ですけど、ここは道路より少し高い所にあって道路も広いと言うことで 11 t 車で運び込んでクレーン車で上げるそうです。だからそういう利便性がいいのでしましたと言うことでした。以上です</p>
清心委員	<p>森さんと同じ意見です。またここも高圧線が通る電線が側にありまして、大きい道があるのでここに良いと決めたそうです。そこは砂利を敷いてするそうです。近隣の方も承諾されているので何も問題はないかと思います。以上です。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>福田委員さん何かありますか。</p>
福田委員	<p>森さんが言われた通りです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。事務局からもうちょっと詳しく説明します。</p>
事務局長	<p>今回は農用地から除外ということになりますので、それが審議されて除外の許可がありましたらやり取りをされるんですけど上手く行きますと 6 月の頭ぐらいに除外が決定できると思ひまして 6 月の多分新しい委員さんの初総会の時に転用申請が上がってくるのではなかろうかと思ひますので、またその時には残られる委員の皆さんによる</p>

<p>議長</p>	<p>しくお願いします。</p> <p>という事でございますので、皆様方からのご質問方とかちょっとわからないところとか聞きたいことがありましたらお受けしますけど、ないでしょうか。ここで決定してもひよっとしたら県の方から駄目っていう返答がくる可能性もないとも、実際見た限りは周りの農地には影響がないかと思うんですが、一応最近何があるかわからないので大雨が降ってきた時に周りの農地に影響が出た時に業者がしっかりと対応しますという話だったので、農業委員会としては問題ないと思っております。ただ県がNOという可能性もあるということだけ頭の中に置いていただければと思います。ということで質問がなければ採決に入りたいと思いますけどよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>それでは1番目の蓄電池の件の農振除外につきまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めて行きたいと思います。引き続き次の件をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>次は変更区分が編入になります、場所が瀬戸郷の全部で18筆面積が9,747㎡になります。地番が多いので省略させていただきます。名義人は6名の方が持ち主の農地になります。目的が中山間地域等直接支払交付金の制度活用のために農振農用地の編入を希望されています。場所が63ページ以降が地図のページになっています。事務局からは以上になります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ちょっと筆数が多くてよその地域の人はよくわからないかと思うんですけど、地元委員の渡邊さん何か補足とかありましたら。</p>
<p>渡邊委員</p>	<p>渡邊ですけど。私の所にお尋ねに来られて、土地の問題とか入りこんでいるから教えてくださいということで、多分今高齢化になって中々できないから中山間の方でお借りして少しでも手伝おうかなと言うお話を聞きましたので是非やってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。渡邊さんからお話がありましたように後のうちに入っていくのは問題ないかと思っておりますけど、何かご意見とかないでしょうか。無いようでしたら採決の方に入りたいと思っております。2番の件に関しまして許可相当と問題無いと思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数で許可する方向で進めさせていただきます。以上で議事の方は終わりです。お疲れ様でした。</p>

	<p>5 その他 農地中間管理機構(農地バンク)を利用した農地の貸し借りについて 省略</p>
--	---

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

議長

7 番

10 番